

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

整理番号	81	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	81)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

登録喀痰吸引等業務における申請手続きに係る添付書類の簡素化等

提案団体

兵庫県、山形県、埼玉県、大阪府、沖縄県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

登録喀痰吸引等業務に係る申請手続きがオンラインで完結できるよう、添付書類として求めている登記事項証明書と住民票の写しの提出を電磁的方法でも可能とすること

具体的な支障事例

【現状】
介護職員等が施設や事業所でたんの吸引等の行為を行うためには、たんの吸引等の実施に係る研修を修了した従事者が「認定特定行為業務従事者」の認定を受けるとともに、施設や事業所が「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）」の登録を行う必要がある。
登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定により都道府県知事の登録を受けなければならない、申請に必要な書類として同法施行規則の規定により登記事項証明書（原本）を提出することとなっている。
また、認定特定行為業務従事者認定証は同法の規定により都道府県知事が交付することとなっており、交付申請に必要な書類は同法施行規則の規定により住民票の写しを提出することとなっている。
[年間新規申請件数(令和4年度)]
①登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録申請
②認定特定行為業務従事者認定証の交付申請
A自治体 ① 63 件、② 1,026 件
B自治体 ① 22 件、② 335 件
C自治体 ① 28 件、② 377 件
D自治体 ① 125 件、② 3,269 件
E自治体 ① 31 件、② 277 件
【具体的な支障事例】
同法の規定から、多くの自治体が書面で申請を受け付けており、電子申請での受付を実施している一部の自治体においても、原本での提出の必要がある登記事項証明書や住民票の写しは、別途、書面により提出する必要があるなど、手続きのオンライン完結による事務負担の軽減や事務処理の迅速化の支障となっている。離島市町村が多い地域においては、さらに郵送に時間を要する場合も多い。
これらの書類は原本が根拠資料となることから、申請書類等は紙による保管が必要であり保管場所の確保が必要となる等、ペーパーストックレス化の支障にもなっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

登録喀痰吸引等業務に係る申請については、喀痰吸引が必要な利用者にサービスを提供する場合に、事業所

より至急での登録等を希望されるケースが一定数あるが、申請において原本書面の郵送等が必ず伴うため、事務処理に期間を要する状況となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体及び申請者の事務負担が軽減され、登録事務等の迅速化を図るとともに、オンライン完結による文書保管の電子化等によるペーパーストックレス化が推進される。

根拠法令等

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 26 条の2
社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、千葉県、京都府、山口県、高知県

○喀痰吸引の登録申請・交付申請を行う場合は、全て書面による提出を実施しており、住民票は原則原本の提出を依頼している。

また、申請書類等は紙による保管が必要であり保管場所の確保が必要となる等、ペーパーストックレス化の支障にもなっている。

【年間新規申請件数（直近3年間分）】

①登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録申請

②認定特定行為業務従事者認定証の交付申請

令和3年度:① 68 件、② 2,303 件

令和4年度:① 71 件、② 1,882 件

令和5年度:① 83 件、② 1,857 件

各府省からの第1次回答

喀痰吸引等業務の登録申請については、管轄する都道府県知事に必要書類を提出することとしている為、各都道府県のオンラインの実施可能状況を確認しながら、手続きのオンライン完結について検討を行うこととする。登記事項証明書については、現在、一部の地方公共団体を対象として登記事項証明書の添付省略のための登記情報連携の先行運用を開始しており、2024 年度においては更に登記情報連携の利用対象団体を拡大する予定である。こうした登記事項証明書の添付省略に関する取組の中で、御要望への対応について必要な検討を行うこととする。

登録喀痰吸引等事業者の登録において、住民票の写しの提出を不要とするため、住基ネットの利用を可能とするよう、必要な検討を行うこととする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

喀痰吸引が必要な利用者への介護サービス提供にかかる支障の早期解消に向け、喀痰吸引等業務にかかる登録事務の迅速化に資する、手続きのオンライン完結に向けた検討を進めていただきたい。

なお、登記情報連携や住基ネットの利用による添付書類の省略を検討するとの回答であるが、登記情報連携や住基ネットの活用方法が、審査事務の中で審査担当職員による情報検索・目視突合等の作業を要するものである場合、現状では要しない「各システムへのアクセスによる情報検索作業」が新たに生じ、事務負担の増加が懸念される。その点は「登記情報システムに係るプロジェクトの推進について」（令和6年3月29日改定）にも、約20団体を対象に実施されたヒアリング調査で「登記情報連携を利用して登記情報の検索、確認等を行うことにより、職員の業務負担が増加するのではないかといった不安の声が複数寄せられた」とあることから、多くの団体が危惧するところと考える。

また、住基ネットは、執務室に配置された専用端末からアクセスする必要があるため、各自治体で推進しているテレワークにより審査担当職員が勤務している時には確認ができないなど、多様な働き方の障害ともなり得る。については、添付書類の省略の検討にあたっては、事務負担の増加を伴わず、突合コストの削減を実現する新たな

なシステム連携等の仕組みとすべきと考えるが、その実現には一定の時間を要すると思われる一方、例えば、登記事項証明書の原本や住民票の写しをスキャンした PDF データ等を受理可能とすることで、すぐにでも実現可能と考えられることから、添付省略の方法以外の電磁的方法での提出を可能とすることを、是非検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

喀痰吸引等業務の登録申請については、管轄する都道府県知事に必要書類を提出することとしている為、各都道府県のオンラインの実施可能状況を確認しながら、手続きのオンライン完結について検討を行うこととする。また、現時点においても電磁的記録による提出を妨げるものではなく、PDF での提出等書面によらない提出も可能である旨を周知していく。

令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）記載内容

—